

## [事案 29-304] 契約解除無効等請求

・平成 30 年 10 月 25 日 和解成立

### <事案の概要>

募集人の不告知教唆および説明不十分を理由に、告知義務違反による契約解除の取消しおよび責任開始前発病による契約無効の取消しを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 28 年 10 月に既契約の保障を見直して契約した医療保険に付加された特約および生活習慣病保険について、以下の理由により、前者に対する告知義務違反による契約解除および後者に対する責任開始前発病による契約無効を取り消してほしい。

- (1)告知書記入時、募集人に、乳腺症があることを口頭で伝えたところ、告知しなくてよいと言われた。
- (2)募集人から、がん給付の責任開始日が、保険期間開始の日から 90 日経過後で、がん給付の責任開始日より前にがんと診断確定された場合、契約が無効になるとの説明は受けていない。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人から乳腺症については聞いておらず、不告知教唆の事実はなかった。
- (2)募集人は、設計書の該当箇所の記載に沿って、がんは加入後 90 日間保障されない旨を説明した。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の説明状況や告知時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の不告知教唆や説明不十分は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)募集人は、通常時の説明と異なり、重要事項説明書を用いた説明を行っていなかった。重要事項説明書には、責任開始日について記載されているので、募集人が適切に説明していれば、がん給付の責任開始日に関する紛争は回避できた可能性がある。
- (2)また、募集人は、申立人の告知に先立ち、告知の重要性についての説明を行っていなかった。
- (3)さらに、保障見直しの内容について適切な時間をかけた説明がなされていなかった。